

## 四街道市設計違算に関する事務取扱要領

四街道市発注の競争入札における透明性及び公正性を確保するため、設計違算が判明した場合の取扱いは、原則として以下のとおりとする。

### 1. 定義

- (1) この要領において「設計違算」とは、設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいう。
- (2) この要領において「設計違算が軽微な場合」とは、当初設計金額と訂正後の設計金額との差額が、当初設計金額の5パーセント以下であり、かつ、四街道市財務規則（昭和40年四街道市規則第1号）第107条の表に掲げる契約の種類に定める額以下である場合をいう。

### 2. 設計違算が判明した場合の取扱い

#### (1) 公告後から開札前までの間に判明した場合

入札の公告後から開札前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札の手続を中止する。ただし、次のいずれにも該当する場合は、入札の手続を続行するものとする。

- (ア) 設計違算が軽微な場合
- (イ) 設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合

#### (2) 開札後から契約締結前までの間に判明した場合

開札後から契約締結前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を無効とする。ただし、次のいずれにも該当する場合は、当該入札を有効とする。

- (ア) 設計違算が軽微な場合
- (イ) 落札候補者又は落札者に変更が生じない場合
- (ウ) 設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合

#### (3) 契約締結後に判明した場合

契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、契約の相手方と協議し、契約を解除するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知し、変更契約を締結するものとする。

- (ア) 契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等を考慮すると契約を解除し難い場合
- (イ) 設計違算が軽微な場合で、かつ、落札者の決定に変更が生じない場合

### 3. 損害賠償の取り扱い

落札者決定以降に設計違算が判明した場合において、落札者または契約の相手方に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償するものとする。

### 4. 設計違算の公表

2(2)の場合で入札を無効としたとき又は 2(3)の場合で契約を解除したときは、「報道機関への対応要領」により公表するものとする。

### 5. 予定価格書等に誤りがあった場合の取扱い

予定価格、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格等の設定に誤りがあった場合についても、設計違算が判明した場合と同様の取扱いとする。

## 附則

(施行期日)

1. この要領は、令和8年3月31日から施行し、同日以後に判明した競争入札の設計違算から適用する。